

2020年4月7日

国際石油開発帝石株式会社
広報・IRユニット
(電話 03-5572-0233)

日本政府による緊急事態宣言発令に係る当社の対応について（お知らせ）

国際石油開発帝石株式会社（以下、当社）は、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症対策本部を社内に設置し、事業継続計画（BCP※1）体制の下、従業員に在宅勤務を強く推奨する等の対策を通じて感染予防対策を講じてまいりました。今般、日本政府が新型コロナウイルス特措法に基づき4月7日に緊急事態宣言を発令する方針を受けて、4月8日より当分の間は当社赤坂本社（技術研究所含む）に勤務する全社員を対象として原則在宅勤務とすることといたしましたので、お知らせいたします。

（※1）BCPとは、危機発生時においても重要な事業を停止させないために、重要性または緊急性の高い業務を選定し、当該業務の継続を可能にするための計画です。

また、当社の国内主力ガス生産拠点である長岡鉱場におきましては、操業要員の隔離やガスプラント敷地内への操業要員以外のアクセス制限等により、ウイルス感染の操業への影響を排除してガス生産及びガス供給を安定的に継続しており、当社が関わる世界各地の原油・ガス生産操業においても、引き続きウイルス感染防止策を強化しながらエネルギーの安定供給を継続していることについても、併せてお知らせいたします。

在宅勤務期間中も通常どおりの業務を継続しておりますので、当社に関する各種お問い合わせは、当社Webサイトお問い合わせフォーム（※2）、または各担当部署へ直接ご連絡ください。全社員が在宅での対応となるため、お問い合わせへの対応が滞ることが予想されます。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

（※2）お問い合わせフォーム (<https://www.inpex.co.jp/form/>)

当社は、引き続き必要な対策を講じることでお客様、お取引先様、従業員とその家族の安全確保を最優先として更なる感染の防止を徹底してまいります。

今後もお知らせすべき事象が発生した場合には、速やかに当社Webサイトを通じてお知らせいたします。

以上